

国家戦略特区の最近の動きについて

特区担当（本部事務局）

1 関西の指定区域の動き

10月14日に「国家戦略特別区域会議」が開催され、関西圏（大阪府、兵庫県及び京都府）と養父市について、それぞれ次のとおり、区域計画に追加する規制改革事項等が取りまとめられ20日付けで、内閣総理大臣から認定を受けた。

(1) 「関西圏国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項等

■ 特定非営利活動法人設立促進事業

（NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、兵庫県及び神戸市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。

【参考：上記のほか、関西圏でこれまでに区域計画の認定を受けた規制改革事項等】

- ・ 保険外併用療養に関する特例関連事業（保険外併用療養に関する特例）
- ・ 国家戦略特別区域高度医療提供事業（病床規制に係る医療法の特例）
- ・ 国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントに係る道路法の特例）
- ・ 歴史的建築物利用宿泊事業（歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例）
- ・ iPS細胞由来の血小板製剤供給事業（課税の特例措置活用事業）
- ・ 国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業（iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例）
- ・ 国家戦略特別区域限定保育士事業（保育士資格に係る児童福祉法等の特例）
- ・ 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

(2) 「養父市国家戦略特別区域 区域計画」に新たに追加された規制改革事項等

■ 特定非営利活動法人設立促進事業

（NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を養父市において促進するため、兵庫県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。

【参考：上記のほか、養父市でこれまでに区域計画の認定を受けた規制改革事項等】

- ・ 農地等効率的利用促進事業（農業委員会と市町村の事務分担に係る特例）
- ・ 農業法人経営多角化等促進事業（農業生産法人に係る農地法等の特例）
- ・ 農業への信用保証制度の適用関連事業（農業への信用保証制度の適用）
- ・ 歴史的建築物利用宿泊事業（歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例）
- ・ 国家戦略特別区域高齢退職者就業促進事業（高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例）